

第 98 号議案

三田市の消防指令事務の神戸市に対する事務委託に関する規約の制定の件  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、三田市  
から消防指令事務の委託を受けるに当たり、次のとおり規約を定める。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

三田市の消防指令事務の神戸市に対する事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 三田市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第  
252条の14第1項の規定に基づき、消防指令事務（以下「委託事務」とい  
う。）の管理及び執行を神戸市に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、神戸市の条例及び規則その他の規  
程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、  
三田市の負担とする。

2 神戸市長は、毎年度終了後速やかに、当該年度に要した委託費の額及びその  
明細を記載した書類を三田市長に送付するものとする。

3 三田市は、前項の書類の送付を受けた後、法第235条の5に規定する日まで  
に、前項の委託費を神戸市に交付するものとする。

（予算への計上）

第4条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、  
神戸市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第5条 神戸市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したと  
きは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を三田市長に通知するものとす  
る。

（連絡会議）

第6条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、三田市長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、神戸市長又は三田市長のいずれかが必要と認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合においては、神戸市長は、直ちに改正後の当該条例等を三田市長に通知しなければならない。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、神戸市長及び三田市長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和5年3月31日までの間で、神戸市長及び三田市長が協議して定める日から施行する。

理 由

地方自治法第252条の14第3項において準用することとされる同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方自治法 ぬきがき

(協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 [略]

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6 [略]

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 [略]

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。